令和５年度　人志奨学基金奨学生の募集について

１　申請資格
　　要項参照

２　校内定員　１名

３　校内申込期日　　４月２４日（月）
　　※　　２名以上の申込があった場合、校内で選考させていただきます

４　学校書類提出締切　５月１日（月）

５　提出書類
　①　奨学生願書
　②　奨学生推薦書
　③　在学証明書
　④　成績証明書等
　⑤　課題作文
　⑥　保護者の年間収入を証明する書類

６　校内担当者　有吉

※　詳細は公益信託人志奨学基金奨学生募集要項を確認してください。
※　願書が必要な方は生徒を通じて申し出てください。

令和5年度公益信託人志（ひとし）奨学基金奨学生募集要項

はじめに

この公益信託は、国内に所在する国公立の全日制普通科高等学校又は同中等教育学校（後期課程）に在学する生徒で、学業優秀、品行方正かつ人格に優れながら経済的理由により修学が困難な者に対し奨学資金を給付し、もって社会有用な人材を育成することを念願して、平成24年3月に金子和斗志氏が設定されたものです。

奨学金を希望される方は、下記の募集要項を熟読の上、奮って応募してください。

記

1．応募できる者

国内に所在する国公立の全日制普通科の高等学校1年または同中等教育学校（後期課程）の4年に在学する生徒で、次に該当する者。

(1) 家族の生計を支える親を失うなど、何らかの理由によって経済的影響を受け、奨学金を必要とする者

(2) 学業優秀（中学校3年次の国語・数学・理科・社会・英語の評定平均値が5点満点中、4.4点以上）、品行方正かつ人格に優れる者。

2．奨学金の金額等

(1) 奨学金の金額は、月額20,000円とする。

(2) 奨学金の給付期間は、令和5年4月から正規の最短修業年限の終期までとする。

(3) 奨学金は、5月、10月の一定日に6ヶ月分を給付する。
ただし、初年度は10月に1年間分を給付する。

(4) 奨学金の給付方法は、あらかじめ奨学生が当基金に届け出た金融機関の口座に振り込む。

3．採用人数

10名程度とする。（他の奨学金との併願・併給可）

4．出願の手続き

奨学金の給付を志願する者は、次に掲げる申請書類を、在籍する高等学校または中等教育学校の学校長を経て、令和5年5月10日（水）【消印有効】までに当基金に提出するものとする。

※提出された申請書類は採否の如何を問わず返却は行わない。

（1）奨学生願書

（2）奨学生推薦書

（3）在学証明書

（4）成績証明書等

※中学校最終学年の成績証明書、調査書、通知表等のいずれか（コピー可）。

（5）課題作文『私は、将来（50代・60代の時）どのような人として記憶されていたいか。そのために、今、努力していることは何か。』

（添付の原稿用紙3～5枚（コピーして使用）に題名、学校名、氏名、ページ数を記載し、願書等と併せて提出のこと。）

(6) 保護者の年間収入を証明する書類

※保護者の「源泉徴収票」「確定申告書（控）」「課税証明書」（収入のない場合は「非課税証明書」）「所得証明書」等の年間収入が分かる書類のいずれかのコピー。（各証明書に収入の記載があるか確認のこと。）

5．奨学生の選考および決定

当基金は、前項により申請のあった者について、当基金に設けた学識経験者からなる運営委員会に諮った上、奨学生を決定し、令和5年8月中旬までに在籍する高校等の学校長を経て、本人に合否を通知する。

6．課題図書の給付

当基金は、奨学支援のため奨学生に毎月、当基金の運営委員会の定める課題図書を給付し、奨学生は読書感想文を当基金に提出するものとする。

（課題図書の給付は、高校3年次7月まで）

7．成績証明書、在学証明書（卒業証明書）および近況報告書の提出

奨学生は毎学年終了後、成績証明書、在学証明書（卒業証明書）および近況報告書を当基金に提出しなければならない。

8．異動届出

奨学生は、次の各号の一つに該当する場合は、直ちに当基金に届け出なければならない。

（1）疾病その他の事故または個人的事情により１ヶ月以上欠席する場合

（2）休学、復学、転学または退学しようとする場合

（3）奨学生の住所または奨学金振込金融機関等その他重要な事項に変更のあった場合

９．奨学金の休止

奨学生が休学または長期欠席（当該年度60日間以上）した場合は、その期間奨学金の給付を休止することがある。

１０．奨学金の打切り

奨学生が次の（1）から（8）までのいずれかに該当すると認められた場合は、奨学金の給付を打ち切ることができる。

（1）疾病または傷害のため退学し、復学の見込みが無くなった場合
（2）停学または退学等の処分を受けた場合
（3）学業成績または素行が不良となった場合
（4）奨学金を必要としない事由が生じた場合
（5）退学または転学し、奨学金を必要としなくなった場合
（6）虚偽の申請をした場合
（7）課題図書の読書感想文の提出率が、理由なく年間6割未満の場合
（8）その他奨学生として適当でない事由が生じた場合

１１．奨学金に対する義務

この奨学金は返還の義務はない。ただし、虚偽の申請等の不正行為があった場合は、奨学金の全部または一部の返還を求めることがある。

１２．願書等の郵送先および照会先

（事務局）〒164-0001　東京都中野区中野3-36-16
三菱ＵＦＪ信託銀行株式会社　リテール受託業務部
公益信託課　人志（ひとし）奨学基金担当
TEL：0120-622372(フリーダイヤル)
（受付時間　平日 9:00～17:00　土・日・祝日等を除く）
FAX：03-5328-0586
E-mail: koueki_post@tr.mufg.jp
※学校奨学金担当者以外の照会は原則受付いたしません。

以　上